

議案第48号

越前町営体育館条例の一部改正について

越前町営体育館条例（平成17年越前町条例第170号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

越前町長 高田 浩樹

越前町営体育館条例の一部を改正する条例

越前町営体育館条例（平成17年越前町条例第170号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次の表を加える。

越前町営萩野体育館	越前町細野第73号23番地
-----------	---------------

別表中越前町営四ヶ浦体育館使用料の表の次に、次の表を加える。

越前町営萩野体育館使用料

	8:30~ 12:00	12:00~ 17:00	17:00~ 22:00
営利を目的としないもの	2,090円	3,140円	5,230円
営利を目的とするもの	20,950円	31,420円	52,380円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。